

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計及び工事計画変更認可申請に関連する技術基準規則

※1 ○:設備として技術基準規則の適用が必要な条文
×:設備として技術基準規則の適用が不要な条文
※2 ○:本変更認可申請で確認が必要な必要な条文
×:本変更認可申請で確認が必要な不要な条文
※3 ○:審査対象条文
(変更認可申請書で確認が必要な条文と同じ)
×:審査対象外条文
(変更認可申請書で確認が不要な条文と同じ)

技術基準規則	緊急時対策所換気空調系陽圧化空調機及び外気取入送風機の原動機の出力変更			消火設備のポンペの寸法変更			審査対象条文(全体) ※3	理由
	適用条文 ※1	変更の工事内容に関するもの ※2	審査対象条文 ※3	適用条文 ※1	変更の工事内容に関するもの ※2	審査対象条文 ※3		
第4条 設計基準対象施設の地盤	×	×	×	○	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】 ・設計基準対象施設の地盤に対する要求であり、本設備は設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。 【消火設備のポンペ】 ・設計基準対象施設の地盤については、令和2年10月14日付け原規規発第2010147号にて認可された設計及び工事の計画(以下「既工事計画」という)において適合性が確認されており、本設備は設置位置の変更ではなく、地盤の設計内容は変わらないことから、既工事計画から変更はない。
第5条 地震による損傷の防止	×	×	×	○	○	○	○	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】 ・設計基準対象施設の地震による損傷の防止に対する要求であり、本設備は設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。 【消火設備のポンペ】 ・変更を行う設備が耐震性に影響がないことを確認する必要があるため、変更の工事の内容に関連し、審査対象条文である。なお、耐震条件が変わらないことから、消火設備の耐震性に影響はない。
第6条 津波による損傷の防止	×	×	×	○	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】 ・設計基準対象施設の津波による損傷の防止に対する要求であり、本設備は設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。 【消火設備のポンペ】 ・津波による損傷の防止については既工事計画において適合性が確認されており、本設備は設置位置の変更ではなく、津波から防護された場所に設置されており、津波防護対策の設計内容は変わらないことから、既工事計画から変更はない。
第7条 外部からの衝撃による損傷の防止	×	×	×	○	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】 ・設計基準対象施設の外部からの衝撃による損傷の防止に対する要求であり、本設備は設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。 【消火設備のポンペ】 ・外部からの衝撃による損傷の防止については既工事計画において適合性が確認されており、本設備は設置位置の変更はなく、竜巻等から防護された建屋内に設置されており、外部からの衝撃による損傷の防止対策の設計内容は変わらないことから、既工事計画から変更はない。
第8条 立ち入りの防止	○	×	×	○	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】【消火設備のポンペ】 ・立ち入り防止については、既工事計画において適合性が確認されており、本設備は設置位置の変更はなく、立ち入りの防止が図られた区域内に設置されており、立ち入りの防止対策の設計内容は変わらないことから、既工事計画から変更はない。
第9条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	○	×	×	○	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】【消火設備のポンペ】 ・発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、本設備は設置位置の変更はなく、人の不法な侵入等の防止が図られた区域内に設置されており、人の不法な侵入等の防止対策の設計内容は変わらないことから、既工事計画から変更はない。
第10条 急傾斜地の崩壊の防止	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】【消火設備のポンペ】 ・急傾斜地の崩壊の防止に対する要求であり、柏崎刈羽原子力発電所は、急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所がないことから、急傾斜地の崩壊の防止に該当しないため、審査対象条文とならない。
第11条 火災による損傷の防止	×	×	×	○	○	○	○	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】 ・設計基準対象施設の火災による損傷の防止に対する要求であり、本設備は設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。 【消火設備のポンペ】 ・変更する設備は火災防護設備であり、設計基準対象施設の火災による損傷の防止のための火災防護対策を確認するため、変更の工事の内容に関連し、審査対象条文である。なお、ポンペ容量等に変更はないことから、火災防護設備の消火機能に影響はない。
第12条 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】 ・設計基準対象施設の溢水等による損傷の防止に対する要求であり、本設備は設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。 【消火設備のポンペ】 ・原子炉の高温停止及び低温停止、及び放射性物質の閉じ込め機能の維持、並びに使用済燃料プールの冷却機能及び給水機能に必要な措置を維持するための溢水による損傷の防止に対する要求であり、本設備は火災防護設備であり、該当しないため審査対象条文とならない。
第13条 安全避難通路等	○	×	×	○	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】【消火設備のポンペ】 ・安全避難通路等については、既工事計画において適合性が確認されており、本設備は設置位置の変更はなく、既存の安全避難通路を使用し、安全避難通路の設計内容は変わらないことから、既工事計画から変更はない。
第14条 安全設備	×	×	×	○	○	○	○	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】 ・設計基準対象施設の安全設備に対する要求であり、本設備は設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。 【消火設備のポンペ】 ・変更を行う設備が、想定される環境条件において、その機能を発揮できることを確認する必要があるため、変更の工事の内容に関連し、審査対象条文である。なお、安全設備の機能にかかわる変更は無いことから、安全設備の機能に影響はない。
第15条 設計基準対象施設の機能	×	×	×	○	○	○	○	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】 ・設計基準対象施設の機能としての要求であり、本設備は設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。 【消火設備のポンペ】 ・変更を行う設備が、設計基準対象施設の機能を有することを確認する必要があるため、変更の工事の内容に関連し、審査対象条文である。なお、設計基準対象施設の機能にかかわる変更は無いことから、設計基準対象施設の機能に影響はない。
第16条 全交流動力電源喪失対策設備	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】【消火設備のポンペ】 ・全交流電源喪失対策設備に対する要求であり、本設備は全交流電源喪失対策設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
第17条 材料及び構造	×	×	×	○	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】 ・設計基準対象施設の材料及び構造に対する要求であり、本設備は設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。 【消火設備のポンペ】 ・変更を行う設備が定められてた材料及び構造に適合していることを確認する必要があるため、変更の工事の内容に関連し、審査対象条文である。なお、構造にかかわる変更はあるが、既工事計画から変更はない。
第18条 使用中の亀裂等による破壊の防止	×	×	×	○	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】【消火設備のポンペ】 ・設計基準対象施設の使用中の亀裂等による破壊の防止に対する要求であり、本設備は設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。 【消火設備のポンペ】 ・使用中の亀裂等による破壊の防止については、適用条文であるものの、維持段階での要求であるため、審査対象条文とならない。
第19条 流体振動等による損傷防止	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】【消火設備のポンペ】 ・燃料体、反射材等への流体振動等による損傷防止に対する要求であり、本設備は燃料体、反射材並びに炉心支持構造物、熱遮蔽材並びに一次冷却系統にかかわる容器、管、ポンプ及び弁に該当しないため、審査対象条文とならない。
第20条 安全弁等	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】【消火設備のポンペ】 ・安全弁等に対する要求であり、本設備は安全弁等に該当しないため、審査対象条文とならない。
第21条 耐圧試験等	×	×	×	○	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】 ・設計基準対象施設の耐圧試験等に対する要求であり、本設備は設計基準対象施設に該当しないため、審査対象条文とならない。 【消火設備のポンペ】 ・耐圧試験等については適用条文であるものの、耐圧試験等を設計段階で行うものではなく、検査段階での要求であることから、審査対象条文とならない。
第22条 監視試験片	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】【消火設備のポンペ】 ・設計基準対象施設に属する容器であって中性子照射による劣化のおそれのあるものに対する要求であり、本設備は該当しないため、審査対象条文とならない。
第23条 炉心等	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】【消火設備のポンペ】 ・炉心等に対する要求であり、本設備は炉心等に該当しないため、審査対象条文とならない。
第24条 熱遮蔽材	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】【消火設備のポンペ】 ・熱遮蔽材に対する要求であり、本設備は熱遮蔽材に該当しないため、審査対象条文とならない。
第25条 一次冷却材	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】【消火設備のポンペ】 ・一次冷却材に対する要求であり、本設備は一次冷却材に該当しないため、審査対象条文とならない。

※1 ○:設備として技術基準規則の適用が必要な条文
×:設備として技術基準規則の適用が不要な条文

※2 ○:本変更認可申請で確認が必要な条文
×:本変更認可申請で確認が不要な条文

※3 ○:審査対象条文
(変更認可申請書で確認が必要な条文と同じ)
×:審査対象外条文
(変更認可申請書で確認が不要な条文と同じ)

技術基準規則	緊急時対策所換気空調系陽圧化空調機及び外気取入送風機の原動機出力変更			消火設備のポンペの寸法変更			審査対象条文(全体)※3	理由
	適用条文※1	変更の工事内容に関するもの※2	審査対象条文※3	適用条文※1	変更の工事内容に関するもの※2	審査対象条文※3		
第26条 燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】【消火設備のポンペ】 ・燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備に対する要求であり、本設備は燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
第27条 原子炉冷却材圧力バウンダリ	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】【消火設備のポンペ】 ・原子炉冷却材圧力バウンダリに対する要求であり、本設備は原子炉冷却材圧力バウンダリに該当しないため、審査対象条文とならない。
第28条 原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】【消火設備のポンペ】 ・原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等に対する要求であり、本設備は原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等に該当しないため、審査対象条文とならない。
第29条 一次冷却材処理装置	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】【消火設備のポンペ】 ・一次冷却材処理装置に対する要求であり、本設備は一次冷却材処理装置に該当しないため、審査対象条文とならない。
第30条 逆止め弁	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】【消火設備のポンペ】 ・逆止め弁に対する要求であり、本設備は逆止め弁に該当しないため、審査対象条文とならない。
第31条 蒸気タービン	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】【消火設備のポンペ】 ・蒸気タービンに対する要求であり、本設備は蒸気タービンに該当しないため、審査対象条文とならない。
第32条 非常用炉心冷却設備	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】【消火設備のポンペ】 ・非常用炉心冷却設備に対する要求であり、本設備は非常用炉心冷却設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
第33条 循環設備等	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】【消火設備のポンペ】 ・循環設備等に対する要求であり、本設備は循環設備等に該当しないため、審査対象条文とならない。
第34条 計測装置	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】【消火設備のポンペ】 ・計測装置に対する要求であり、本設備は計測装置に該当しないため、審査対象条文とならない。
第35条 安全保護装置	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】【消火設備のポンペ】 ・安全保護装置に対する要求であり、本設備は安全保護装置に該当しないため、審査対象条文とならない。
第36条 反応度制御系統及び原子炉停止系統	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】【消火設備のポンペ】 ・反応度制御系統及び原子炉停止系統に対する要求であり、本設備は反応度制御系統及び原子炉停止系統に該当しないため、審査対象条文とならない。
第37条 制御材駆動装置	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】【消火設備のポンペ】 ・制御材駆動装置に対する要求であり、本設備は制御材駆動装置に該当しないため、審査対象条文とならない。
第38条 原子炉制御室等	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】【消火設備のポンペ】 ・原子炉制御室等に対する要求であり、本設備は原子炉制御室等に該当しないため、審査対象条文とならない。
第39条 廃棄物処理設備等	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】【消火設備のポンペ】 ・廃棄物処理設備等に対する要求であり、本設備は廃棄物処理設備等に該当しないため、審査対象条文とならない。
第40条 廃棄物貯蔵設備等	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】【消火設備のポンペ】 ・廃棄物貯蔵設備等に対する要求であり、本設備は廃棄物貯蔵設備等に該当しないため、審査対象条文とならない。
第41条 放射性物質による汚染の防止	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】【消火設備のポンペ】 ・放射性物質による汚染の防止に対する要求であり、本設備は放射性物質による汚染の防止に該当しないため、審査対象条文とならない。
第42条 生体遮蔽等	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】【消火設備のポンペ】 ・生体遮蔽等に対する要求であり、本設備は生体遮蔽等に該当しないため、審査対象条文とならない。
第43条 換気設備	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】【消火設備のポンペ】 ・設計基準対象施設の換気設備に対する要求であり、本設備は設計基準対象施設の換気設備に該当しないため、審査対象条文とならない。 【消火設備のポンペ】 ・換気設備に対する要求であり、本設備は換気設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
第44条 原子炉格納施設	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】【消火設備のポンペ】 ・原子炉格納施設に対する要求であり、本設備は原子炉格納施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
第45条 保安電源設備	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】【消火設備のポンペ】 ・保安電源設備に対する要求であり、本設備は保安電源設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
第46条 緊急時対策所	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】 ・設計基準対象施設の緊急時対策所に対する要求であり、本設備は設計基準対象施設の緊急時対策所に該当しないため、審査対象条文とならない。 【消火設備のポンペ】 ・緊急時対策所に対する要求であり、本設備は緊急時対策所に該当しないため、審査対象条文とならない。
第47条 警報装置等	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】【消火設備のポンペ】 ・警報装置等に対する要求であり、本設備は警報装置等に該当しないため、審査対象条文とならない。
第48条 準用	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】【消火設備のポンペ】 ・準用に関する要求であり、本設備は準用に該当しないため、審査対象条文とならない。

※1 ○:設備として技術基準規則の適用が必要な条文
 ×:設備として技術基準規則の適用が不要な条文
 ※2 ○:本変更認可申請で確認が必要な必要な条文
 ×:本変更認可申請で確認が必要な不要な条文
 ※3 ○:審査対象条文
 (変更認可申請書で確認が必要な条文と同じ)
 ×:審査対象外条文
 (変更認可申請書で確認が不要な条文と同じ)

技術基準規則	緊急時対策所換気空調系陽圧化空調機及び外気取入送風機の原動機の出力変更			消火設備のポンペの寸法変更			審査対象条文(全体) ※3	理由
	適用条文 ※1	変更の工事内容に関係あるもの ※2	審査対象条文 ※3	適用条文 ※1	変更の工事内容に関係あるもの ※2	審査対象条文 ※3		
第49条 重大事故等対処施設の地盤	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】 ・重大事故等対処施設の地盤に対する要求であり、本設備は重大事故等対処施設の常設設備に該当しないため、審査対象条文とならない。 【消火設備のポンペ】 ・重大事故等対処施設の地盤に対する要求であり、本設備は重大事故等対処施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
第50条 地震による損傷の防止	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】 ・重大事故等対処施設の地震による損傷の防止に対する要求であり、本設備は重大事故等対処施設の常設設備に該当しないため、審査対象条文とならない。 【消火設備のポンペ】 ・重大事故等対処施設の地震による損傷の防止に対する要求であり、本設備は重大事故等対処施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
第51条 津波による損傷の防止	○	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】 ・重大事故等対処施設の津波による損傷の防止については既工事計画において適合性が確認されており、本設備は設置位置の変更はなく、津波から防護された場所に設置されており、津波防護対策の設計内容は変わらないことから、既工事計画から変更はない。 【消火設備のポンペ】 ・重大事故等対処施設の津波による損傷の防止に対する要求であり、本設備は重大事故等対処施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
第52条 火災による損傷の防止	○	×	×	○	○	○	○	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】 ・重大事故等対処施設の火災による損傷の防止については既工事計画において適合性が確認されており、本設備は設置位置の変更はなく、火災区画・区域に変更を与えるものでなく、火災防護対策の設計内容は変わらないことから、既工事計画から変更はない。 【消火設備のポンペ】 ・変更する設備は火災防護設備であり、重大事故等対処施設の火災による損傷の防止のための火災防護対策を確認するため、変更の工事の内容に関連し、審査対象条文である。なお、ポンペ容量等に変更はないことから、火災防護設備の消火機能に影響はない。
第53条 特定重大事故等対処施設	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】【消火設備のポンペ】 ・特定重大事故等対処施設に対する要求であり、本設備は特定重大事故等対処施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
第54条 重大事故等対処設備	○	○	○	×	×	×	○	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】 ・変更を行う設備が、重大事故等対処設備として必要な機能を有しているか確認する必要があるため、変更の工事の内容に関連し、審査対象条文である。 【消火設備のポンペ】 ・重大事故等対処設備に対する要求であり、本設備は重大事故等対処設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
第55条 材料及び構造	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】 ・重大事故等対処施設に属する容器、管、ポンプ若しくは弁又はこれらの支持構造物の材料及び構造に対する要求であり、本設備は重大事故等対処施設に属する容器、管、ポンプ若しくは弁又はこれらの支持構造物に該当しないため、審査対象条文とならない。 【消火設備のポンペ】 ・重大事故等対処施設の材料及び構造に対する要求であり、本設備は重大事故等対処施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
第56条 使用中の亀裂等による破壊の防止	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】【消火設備のポンペ】 ・使用中の亀裂等による破壊の防止に対する要求であり、本設備は維持規格に規定するクラス機器等に該当しないため、審査対象条文とならない。 【消火設備のポンペ】 ・重大事故等対処施設の使用中の亀裂等による破壊の防止に対する要求であり、本設備は重大事故等対処施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
第57条 安全弁等	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】【消火設備のポンペ】 ・安全弁等に対する要求であり、本設備は安全弁等に該当しないため、審査対象条文とならない。
第58条 耐圧試験等	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】 ・耐圧試験等に対する要求であり、本設備は維持規格に規定するクラス機器等に該当しないため、審査対象条文とならない。 【消火設備のポンペ】 ・重大事故等対処施設の耐圧試験等に対する要求であり、本設備は重大事故等対処施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
第59条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】【消火設備のポンペ】 ・緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備に対する要求であり、本設備は緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
第60条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】【消火設備のポンペ】 ・原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に対する要求であり、本設備は原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
第61条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】【消火設備のポンペ】 ・原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備に対する要求であり、本設備は原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
第62条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】【消火設備のポンペ】 ・原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に対する要求であり、本設備は原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
第63条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】【消火設備のポンペ】 ・最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備に対する要求であり、本設備は最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
第64条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】【消火設備のポンペ】 ・原子炉格納容器内の冷却等のための設備に対する要求であり、本設備は原子炉格納容器内の冷却等のための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
第65条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】【消火設備のポンペ】 ・原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備に対する要求であり、本設備は原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
第66条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】【消火設備のポンペ】 ・原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備に対する要求であり、本設備は原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。

※1 ○:設備として技術基準規則の適合が必要な条文
×:設備として技術基準規則の適合が不要な条文

※2 ○:本変更認可申請で確認が必要な条文
×:本変更認可申請で確認が不要な条文

※3 ○:審査対象条文
(変更認可申請書で確認が必要な条文と同じ)
×:審査対象外条文
(変更認可申請書で確認が不要な条文と同じ)

技術基準規則	緊急時対策所換気空調系陽圧化空調機及び外気取入送風機の原動機の出力変更			消火設備のポンペの寸法変更			審査対象条文(全体) ※3	理由
	適用条文 ※1	変更の工事内容に関係あるもの ※2	審査対象条文 ※3	適用条文 ※1	変更の工事内容に関係あるもの ※2	審査対象条文 ※3		
第67条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】【消火設備のポンペ】 ・水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備に対する要求であり、本設備は水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
第68条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】【消火設備のポンペ】 ・水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備に対する要求であり、本設備は水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
第69条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】【消火設備のポンペ】 ・使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に対する要求であり、本設備は使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
第70条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】【消火設備のポンペ】 ・工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に対する要求であり、本設備は工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
第71条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】【消火設備のポンペ】 ・重大事故等の収束に必要な水の供給設備に対する要求であり、本設備は重大事故等の収束に必要な水の供給設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
第72条 電源設備	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】【消火設備のポンペ】 ・電源設備に対する要求であり、本設備は電源設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
第73条 計装設備	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】【消火設備のポンペ】 ・計装設備に対する要求であり、本設備は計装設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
第74条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】【消火設備のポンペ】 ・運転員が原子炉制御室にとどまるための設備に対する要求であり、本設備は運転員が原子炉制御室にとどまるための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
第75条 監視測定設備	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】【消火設備のポンペ】 ・監視測定設備に対する要求であり、本設備は監視測定設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
第76条 緊急時対策所	○	○	○	×	×	×	○	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】 ・変更を行う設備が、緊急時対策所の居住性に関する機能に影響がないことを確認する必要があるため、変更の工事の内容に関連し、審査対象条文である。なお、変更の工事の内容は原動機の出力の変更であり、容量等は変わらないことから、緊急時対策所の居住性に関する機能への影響はない。 【消火設備のポンペ】 ・緊急時対策所に対する要求であり、本設備は緊急時対策所に該当しないため、審査対象条文とならない。
第77条 通信連絡を行うために必要な設備	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】【消火設備のポンペ】 ・通信連絡を行うために必要な設備に対する要求であり、本設備は通信連絡を行うために必要な設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
第78条 準用	×	×	×	×	×	×	×	【陽圧化空調機及び外気取入送風機】【消火設備のポンペ】 ・準用に関する要求であり、本設備は準用に該当しないため、審査対象条文とならない。